

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2016-540694
(P2016-540694A)

(43) 公表日 平成28年12月28日(2016.12.28)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 25/20 (2006.01)	B 6 5 D 25/20	Q 3 E 0 6 2
B 6 5 D 77/20 (2006.01)	B 6 5 D 77/20	Z 3 E 0 6 7
B 6 5 D 51/24 (2006.01)	B 6 5 D 51/24	D 3 E 0 8 4

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2016-531715 (P2016-531715)
 (86) (22) 出願日 平成26年11月3日 (2014.11.3)
 (85) 翻訳文提出日 平成28年5月16日 (2016.5.16)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2014/063639
 (87) 国際公開番号 W02015/077008
 (87) 国際公開日 平成27年5月28日 (2015.5.28)
 (31) 優先権主張番号 61/907,423
 (32) 優先日 平成25年11月22日 (2013.11.22)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 590005058
 ザ プロクター アンド ギャンブル カ
 ンパニー
 アメリカ合衆国オハイオ州, シンシナティ
 ー, ワン プロクター アンド ギャンブ
 ル プラザ (番地なし)
 (74) 代理人 110001243
 特許業務法人 谷・阿部特許事務所
 (72) 発明者 マシュー リチャード アレン
 アメリカ合衆国 45202 オハイオ州
 シンシナティ ワン プロクター アン
 ド ギャンブル プラザ (番地なし)
 Fターム(参考) 3E062 AA09 AB01 AB08 AB14 AB20
 AC02 DA01 DA02 JA08 JB23
 JB26

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装された消費者製品

(57) 【要約】

パッケージ容器(100)と、パッケージ容器(100)内に配置される消費者製品と、パッケージ容器(100)と連通して配置されるパッケージクロージャ(200)と、パッケージ容器(100)及びパッケージクロージャ(200)の隣接する表面上に配置される視認要素のレイを含むし(300)と、を含む包装された消費者製品。

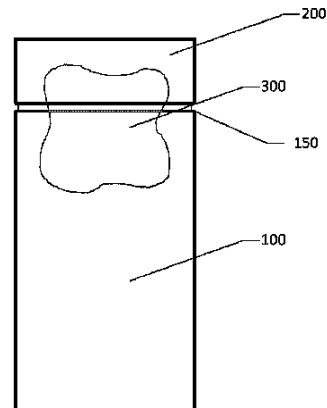


Fig. 1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

パッケージ容器と、
前記パッケージ容器内に配置される消費者製品と、
前記パッケージ容器と連通して配置されるパッケージクロージャと、
前記パッケージ容器及び前記パッケージクロージャの隣接する表面上に配置される視認要素のレイを含むしるしと、を含むことを特徴とする、包装された消費者製品。

【請求項 2】

前記パッケージ容器と前記パッケージクロージャとの間の境界面を更に含み、前記しるしが前記境界面を跨いで配置される、請求項 1 に記載の包装された消費者製品。

10

【請求項 3】

前記パッケージ容器と前記パッケージクロージャとの間の境界面を更に含み、前記しるしが、前記境界面の位置に対応する画像のない区域を含む、請求項 1 に記載の包装された消費者製品。

【請求項 4】

前記パッケージ容器及び前記パッケージクロージャが、異なる材料から構成される、請求項 1 に記載の包装された消費者製品。

【請求項 5】

前記パッケージクロージャが、前記消費者製品へのアクセスを提供するために開かれること又は除去されることができる、請求項 1 に記載の包装された消費者製品。

20

【請求項 6】

前記しるしが、前記消費者製品のブランドエクイティと関連している、請求項 1 に記載の包装された消費者製品。

【請求項 7】

前記しるしが、前記製品のカテゴリと関連している、請求項 1 に記載の包装された消費者製品。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、包装された製品に関する。本発明は、特に、装飾が施された包装済み消費者製品に関する。

30

【背景技術】**【0002】**

包装された消費者製品は周知である。こうした製品の包装は、多くの機能を提供する。製品の消費者が製品を使用しようとするまで、製品の一体性は保たれる。製品は、製品を購入して、その製品を販売店から製品を使用する場所まで運ぶのを容易にするようなやり方で、買い物客に提供される。製品の包装はマーケティング手段としても役立つ。製品のパッケージは、製品の供給元の指標としての、製品又はブランドの識別子として使用されてもよい。販売時に包装の上又は近くに表示される特定の情報は、製品に関する情報を製品の潜在的購入者に伝えるのに役立つ場合がある。特定の製品に付随する包装の上に配置される情報及び/又はしるしは、装飾が施されたパッケージの、製品に関する動画放送広告のオンラインに関して印刷された描写、を介したマーケティング手段としての役割を更に果たすことができる。

40

【0003】

メーカー、販売業者、小売業者、及びマーケティング担当者が直面している課題の 1 つは、ますます刺激が強くなってきている環境において、及び自社の特定の製品の売り方を競合製品の売り方と積極的な方法で差別化する中で、買い物客の注意を引くことである。

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

50

必要なのは、選択した製品が小売店の棚の上で目立つことができるようにするメカニズム、又は販売促進資料に表示された際にターゲット市場の購買層の興味を捉えるためのメカニズムである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

一態様において、本発明は、パッケージ容器と、パッケージ容器内に配置される消費者製品と、パッケージ容器と連通して配置されるパッケージクロージャと、パッケージ容器及びパッケージクロージャの隣接する表面上に配置される視認要素のアレイを含むし、を含む包装された消費者製品を含む。

【図面の簡単な説明】

【0006】

【図1】本発明の一実施形態の概略図を提供する。

【図2】本発明の第2の実施形態の概略図を提供する。

【発明を実施するための形態】

【0007】

本発明の以下の説明は、本発明の態様の説明的一覧を含む。この一覧は、特定の態様を例示するものとして、又は該態様の例示的な形態であるとして記載され得る。そのような一覧はいずれも、それぞれの態様の限定的な説明を記載していると解釈されるべきでない。

【0008】

用語「製品」及び「消費者製品」は、最も広い意味で使用され、いずれかの製品、製品群、サービス、通信、娯楽、環境、組織、システム、ツールなどを指す。例えば、製品群の例は、個人、家族又は家庭などにおいて使用される、個人用及び家庭用製品である。個人及び家庭用製品群の製品分類の代表的かつ非限定的なリストの例としては、制汗剤、ベビーケア、オーデオロン、商業製品（消費者向け消費財との、卸売、工業、及び商業市場類似物を含む）、化粧品、デオドラント、食器ケア、女性用保護物品、ヘアケア、ヘアカラー、ヘルスケア、家庭用洗浄剤、洗濯物、口腔ケア、紙製品、個人用洗浄剤、使い捨て吸収性物品、ペットの健康及び栄養製品、処方薬剤、プレステージ香水、スキンケア、食品、スナック及び飲料、特殊布地ケア、剃毛及び他の発毛管理製品、小型電気機器、装置及び電池、散髪などのサービス、美容術、温泉療法、医療、歯科、視覚サービス、映画館などの娯楽施設、スタジアム、加えて、映画ショー（film or movie shows）、演劇、及びスポーツイベントなどの娯楽サービスが挙げられる。多様な製品形態が、これらの各製品分類に該当し得る。

【0009】

代表的な製品形態及び商標は、Procter & Gamble社のウェブサイト（www.pg.com）、及びここにリンクされているサイトに示されている。上に列挙したものの以外の製品カテゴリーの一部である消費者製品もまた、本発明によって考慮され、並びに、上で特定したウェブサイトが開示されたものの以外の別の製品の形態及びブランドもまた、本発明によって包含されることが理解されよう。

【0010】

洗濯製品カテゴリーに該当する代表的な製品としては、洗剤（粉末、液体、タブレット、及びその他の形態を含む）、漂白剤、コンディショナー、柔軟剤、静電気防止製品、及びリフレッシャー（液体離フレッシャー及び乾燥機用シートを含む）が挙げられる。口腔ケア製品カテゴリー内の代表的な製品としては、歯磨剤、フロス、歯ブラシ（手動及び電動形態を含む）、口内洗浄剤、歯肉ケア製品、歯用ホワイトニング製品、及びその他のデンタルケア製品が挙げられる。代表的な女性用保護製品としては、パッド、タンポン、陰唇間製品、及びパンティライナーが挙げられる。代表的なベビーケア製品としては、おむつ、ワイプ、よだれかけ、おむつ交換及びベッドマット、並びに手洗い用フォーミングハンドソープが挙げられる。

【0011】

10

20

30

40

50

代表的なヘルスケア製品としては、緩下剤、繊維サプリメント、口腔及び局所鎮痛剤、胃腸薬製品、呼吸器及び咳/風邪薬製品、熱送達製品、及び水浄化製品が挙げられる。代表的な紙製品には、トイレトーパー、ペーパータオル、ティッシュペーパーが挙げられる。代表的なヘアケア製品としては、シャンプー、コンディショナー（洗い流し形態及び洗い流さない（leave-in）形態を包含する）、並びに整髪助剤が挙げられる。代表的な住居用ケア製品としては、スーパースーパー製品、床掃除製品、木製床用クリーナー、抗菌性フロアクリーナー、布地及び空気リフレッシャー、及び洗車用製品が挙げられる。スキンケア製品には、ボディウォッシュ、顔用クレンザー、ハンドローション、保湿剤、コンディショナー、収斂性化粧水、表面剥離製品、微小皮膚研磨及びピーリング製品、皮膚若返り製品、老化防止製品、マスク、紫外線保護製品、並びにスキンケア用パフ、ワイプ、ディस्क、布、シート、用具及び装置（スキンケア組成物の有無を問わず）が挙げられるが、これらに限定されない。

10

【0012】

他の製品群としては、とりわけ、スポーツ用品、娯楽（本、映画、音楽など）、映像、及び家庭用医療、及び応急手当用品が挙げられる。

【0013】

用語「パッケージ容器」及び「容器」は、本明細書では同義的に使用され、1つを超える単一要素を有する複合パッケージシステムの本体を意味する。容器は、種々の包装材料、並びに包装材料の組み合わせから構成され得る。代表的な包装材料としては、高密度ポリエチレン、ポリエチレンテレフタレート、鎖状低密度ポリエチレン、アクリロニトリルブタジエンスチレン、及びポリプロピレンなどのポリマー材料、ガラス、木材、セラミック、金属、及び様々な等級の紙、複合材料、並びに上記したものの組み合わせが挙げられる。

20

【0014】

パッケージ容器は、容器を製造するための既知の方法を用いて製造されてもよい。代表的な方法としては、吹込み成形、機械加工、射出成形、延伸、接着組立、及びこれらの組み合わせが挙げられる。

【0015】

用語「パッケージクロージャ」及び「クロージャ」は、本明細書では同義的に使用され、容器部分に操作可能に接続されて製品の消費者が容器内の製品にアクセスするのを制御する働きをする、パッケージシステムの一部を意味する。クロージャは、容器から製品が意図せず分配されるのを防止する働きもする。

30

【0016】

クロージャは、容器に関して記載した材料と同様の材料を使用して製造されてもよい。同様の製造方法をクロージャ要素の作製に用いてもよい。任意の特定のパッケージシステムのそれぞれのクロージャ及び容器要素は、同様の又は異なる材料から構成されてもよく、同様の又は異なる方法により製造されてもよい。

【0017】

クロージャは、クロージャを容器に取り付けることを目的としている要素（例えば、ねじ付き要素、スナップ嵌め構造、又は他の固定機構など）を含むことができる。クロージャは、パッケージシステムの内容物を使用するためのアクセスを提供するために、ポンとはじいて開閉される、ひねって開閉される、又は容器と螺合及び螺合解除されるように設計されてもよい。クロージャが、容器に固着された状態で保持されるが、製品を開け閉めする目的でアクセスするための操作可能なアクセスポイントを提供する、押し上げ式のキャップのような実施形態では、クロージャは、パッケージから取り外されることなく製品へのアクセスを提供することができる。

40

【0018】

容器及びクロージャは、以下に記載するシステムのしるし以外に、1つ又は2つ以上の保護コーティング又は装飾コーティングを含んでもよい。コーティングは、装飾の目的で、又はパッケージ表面又は予め適用されている装飾要素を保護する目的で、要素の上に配

50

置されてもよい。

【0019】

パッケージシステムは、製品の一次包装を構成してもよく、分配するための製品を収容するが、それだけである。一実施形態では、パッケージシステムは、二次以上のレベルの包装を含んでもよく、次に二次以上のレベルの包装は、製品に付随する一次パッケージシステムを収容する。

【0020】

パッケージシステムの設計は、容器とクロージャとの間の境界面を画定する。境界面は、組み合わせられたシステムの外側表面に間隙又は破断部が殆ど又は全く認識できないように表面を重ね合わせることによって生じ得る。組み合わせられたものは、システムの表面が容器とクロージャとの間の接合点においてははっきりと分かように中断又は破断されている、はっきりと分かる境界間隙を有していてもよい。境界面の程度及び性質は、パッケージシステムの表面上に適用することが意図されるしるしをデザインする際に考慮されてもよい。一実施形態では、しるしは、各要素の間の境界面の存在又は性質を考慮せずにデザインされてもよい。一実施形態では、しるしのデザインは、境界面の存在を考慮してもよく、また、境界面の位置に対応する区域を含むように構成されて、適用されたしるしが境界領域上のこの区域の上覆いとなるようにしてもよい。記載した区域は、表面上に付着した視認物を殆ど又は全く含まなくてもよい。このように、しるしは、境界間隙の上及び場合によってはその近くに視認要素を配置させないことによって、パッケージシステムの表面にある間隙の存在に対応するようにデザインされてもよい。この区域は、境界面の間隙の一方又は両方の縁部から短い距離だけ延在してもよい。一実施形態では、区域は、間隙の一方又は両方の縁部から約1～2ミリメートル延在する。一実施形態では、区域は、間隙から約2～6ミリメートル延在する。しるしのデザインは、間隙が、しるしの全体的なデザインの中で、アクセント又は他の意図するデザイン要素の構成要素となるように、構成されてもよい。

【0021】

本明細書で使用するとき、用語「しるし」は、パッケージ要素の外側表面上に配置される観察可能な画像を指す。しるしは、英数字、製品ブランドのロゴ又は他のブランドエクイティ要素、製品の使用態様と関連した視認要素、幾何学形状、無定形状、及びこれらの組み合わせを含み得る。しるしは、単一色で構成されてもよく、表面上の1つ又は複数の層に配置された色の組み合わせで構成されてもよい。しるしは、パッケージシステムに関して想定される製造環境、小売環境、卸売環境、又は使用環境に存在する機械的損傷又は他の劣化の影響からの保護を与えることが意図された、しるしの視認要素の上に層として配設された保護コーティングを含んでもよい。

【0022】

しるしは、この目的に適している印刷機器を使用して、パッケージの表面上に配置されてもよい。しるしは、インク又は塗料といった1種又は2種以上の着色液体材料から構成される別個の視認要素のレイとして、表面上に配設されてもよい。別個の視認要素は、互いに分離かつ独立していてもよく、又は部分的に又は完全に重複していてもよく、かつ、要素のレイの観察者が見たときに合成画像を生じさせる要素のネットワークを含んでもよい。一実施形態では、Roland, DGA, Corp. (Irvine, California) から入手可能な Roland LEF-12 (UVフラットベッドプリンタ) を使用して、最大6色の各色又は他の異なる材料を適切に付着させることによって、パッケージ-製品-クロージャの組み合わせにしるしを適用することができる。一例として、プリンターを使用して、シアン-マゼンタ-イエロー-ブラックのパレットから色を適用し、それと同時に更なる選択肢としてホワイトを、更には透明な上塗りニスを使用し、パッケージシステムの要素の表面上に所望のしるしを提供してもよい。

【0023】

図1に示すように、パッケージ容器100はパッケージクロージャ200と組み合わせられて、境界面150を形成する。しるし300は、容器100及びクロージャ200のそ

10

20

30

40

50

それぞれの表面上に、境界面 150 を跨いで配置される。

【0024】

図2に示すように、パッケージ容器400とパッケージクロージャ500とが組み合わされて、境界面450をもたらす。部分600及び700が組み合わさって、クロージャの表面及び容器の表面上に配列されたしるしを形成し、境界面を跨ぐ区域には、可視であるしるしは適用されていない。

【0025】

本明細書に開示される寸法及び値は、列挙された正確な数値に厳しく限定されるものとして理解されるべきでない。むしろ、別段の指定がない限り、かかる寸法のそれぞれは、記載された値及びその値の周辺の機能的に同等な範囲の両方を意味するものとする。例えば、「40mm」と開示される寸法は、「約40mm」を意味することが意図される。

10

【0026】

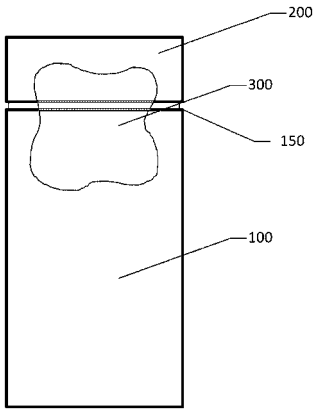
相互参照されるか又は関連する全ての特許又は特許出願、及び本願が優先権又はその利益を主張する任意の特許出願又は特許を含む、本願に引用される全ての文書は、特に除外すること又は限定することを明言しない限りにおいて、その全容にわたって本願に援用されるものである。いずれの文献の引用も、こうした文献が本願で開示又は特許請求される任意の発明に対する先行技術であることを容認するものではなく、また、こうした文献が、単独で、あるいは他の任意の参照文献との任意の組み合わせにおいて、こうした発明のいずれかを教示、示唆又は開示していることを容認するものでもない。更に、本文書における用語の任意の意味又は定義が、参照することによって組み込まれた文書内の同じ用語の意味又は定義と矛盾する場合には、本文書中で用語に割り当てられる意味又は定義に準拠するものとする。

20

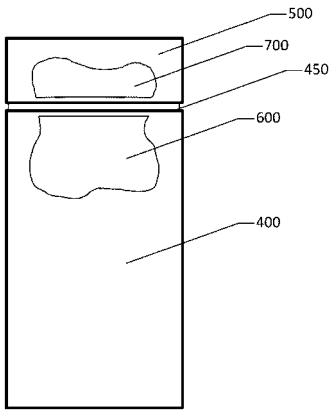
【0027】

本発明の特定の実施形態が例示及び説明されてきたが、本発明の趣旨及び範囲から逸脱することなく種々の他の変更及び修正を行い得ることが、当業者には明らかであろう。したがって、本発明の範囲内にあるすべてのかかる変更及び修正を添付の特許請求の範囲で包含することが意図される。

【 図 1 】



【 図 2 】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2014/063639

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. B65D51/24 ADD.		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) B65D		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2004/217022 A1 (IRVINE ALEXANDER J [US] ET AL) 4 November 2004 (2004-11-04) paragraph [0035] - paragraph [0036]; figures 5,6 -----	1,2,6,7
X	DE 24 25 774 A1 (VOGELSAK K GMBH) 11 December 1975 (1975-12-11) page 4, line 1 - page 5, line 17; figure 1 -----	1,3,6,7
X	US 2009/212954 A1 (ADSTEDT KJELL ROLAND [US] ET AL) 27 August 2009 (2009-08-27) paragraph [0017] - paragraph [0018]; figure 1 -----	1,2
X	US 2008/116213 A1 (SCHLAUPITZ ROBERT SAMUEL [US] ET AL) 22 May 2008 (2008-05-22) paragraph [0042] - paragraph [0044]; figure 6 -----	1,3
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
* Special categories of cited documents :		"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
A document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance		*X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
E earlier application or patent but published on or after the international filing date		*Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
L document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)		*Z* document member of the same patent family
O document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means		
P document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		
Date of the actual completion of the international search 12 January 2015		Date of mailing of the international search report 21/04/2015
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Vesterholm, Mika

INTERNATIONAL SEARCH REPORTInternational application No.
PCT/US2014/063639**Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)**

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

see additional sheet

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.

2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.

3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:
1-3, 6, 7

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No

PCT/US2014/063639

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 2004217022	A1	04-11-2004	NONE

DE 2425774	A1	11-12-1975	NONE

US 2009212954	A1	27-08-2009	US 2009212954 A1 27-08-2009
			US 2010245036 A1 30-09-2010
			US 2011215160 A1 08-09-2011

US 2008116213	A1	22-05-2008	AU 2007323090 A1 29-05-2008
			BR P10719028 A2 05-11-2013
			CN 101541515 A 23-09-2009
			EP 2089217 A2 19-08-2009
			KR 20090091135 A 26-08-2009
			US 2008116213 A1 22-05-2008
			WO 2008062334 A2 29-05-2008

International Application No. PCT/ US2014/ 063639

FURTHER INFORMATION CONTINUED FROM PCT/ISA/ 210

This International Searching Authority found multiple (groups of) inventions in this international application, as follows:

1. claims: 1-3, 6, 7

How to capture the eye of the viewer on a shop shelf

2. claim: 4

How to provide a package wherein different parts have different material properties

3. claim: 5

How to provide access to the contents of a package

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

Fターム(参考) 3E067 AA03 AA05 AA12 AA13 AA16 AA17 AB01 AB31 AB81 AB85
AB97 BA01A BB14A EB01 EB27 EB29 EE02 EE35 FA01 FC01
GD10
3E084 JA19